

# 令和6年度 伊万里市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

## 1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、伊万里市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進を図り、障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

## 2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

## 3 適用範囲

この方針は、伊万里市に属するすべての組織に適用する。

## 4 調達の対象となる障がい者就労施設等

この方針において調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく施設等
  - ア 就労移行支援事業所
  - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設）
  - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所
  - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
  - イ 重度障害者多数雇用事業所（※）
    - (※) 次に掲げる要件のすべてを満たす事業所
      - ① 障害者の雇用者数が5人以上
      - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
      - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

**5 調達の対象となる物品等**

(1) 物品 食料品・飲料、小物雑貨、その他提供可能な物品

(2) 役務 印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、その他提供可能な役務

**6 調達の目標**

令和6年度調達目標は、次のとおりとする。

目標額 6, 100千円

**7 調達の推進方法**

(1) 障がい者就労施設等から提供可能な物品等についての情報収集を行い、市の関係部署に情報提供する。

(2) 障がい者就労施設等からの調達を推進するため、地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を積極的に活用する。

**8 調達方針及び調達**

(1) 調達方針を策定又は改正したときは、市のホームページ等に公表する。

(2) 調達実績は、当該年度の終了後に取りまとめ、市のホームページ等に公表する。